

○伊賀市職員提案制度実施規程

平成 19 年伊賀市訓令第 47 号

改正

平成 26 年 6 月 12 日訓令第 44 号

平成 27 年 2 月 24 日訓令第 3 号

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)

第 2 章 自由提案 (第 6 条—第 14 条)

第 3 章 課題提案 (第 15 条—第 23 条)

第 4 章 取組紹介 (第 24 条—第 28 条)

第 5 章 雑則 (第 29 条・第 30 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、市行政全般について、職員の積極的な提案を奨励し、その実現を図ることにより、職員の創造力、研究心及び市政運営への参加意欲を高めるとともに、行政運営の改善及び効率の向上に資することを目的とする。

(提案の要件)

第 2 条 提案は、自由提案、課題提案及び取組紹介とする。

2 自由提案は、提案者の創意及び研究による具体的かつ実現可能なもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 新たな制度の創設に関するもの
- (2) 既存制度の改善に関するもの
- (3) その他行政運営上特に有効であるもの

3 課題提案は、所属外からのアイデア等により所管する業務の改善や効果的な推進を図りたいと考えている課題について、別表第 1 に掲げる部局等 (以下「部局等」という。) の単位で応募し、市長が認めたものを研究課題とする。この場合において、市長は課題研究ごとに共同研究に参加する職員を募集し、課題解決に向け共同研究グループを設置

する。

- 4 取組紹介は、各所属内の取組みで、市民サービスの向上や業務の効率化、経費削減等につながっているものとし、所属単位の提案とする。

(提案者等の資格)

第3条 提案者及び共同研究グループに応募できる職員は、伊賀市職員定数条例（平成16年伊賀市条例第38号）第1条に規定する職員とする。

- 2 自由提案は、単独又は2人以上で共同して提案することができる。
- 3 共同研究グループへは、単独又は2人以上で応募することができる。
- 4 取組紹介への応募は、各所属の長が行うものとする。

(提案の時期)

第4条 市長は、提案の期間を定め募集するものとする。ただし、自由提案は、提案の期間にかかわらず、随時行うことができるものとする。

(権利の帰属)

第5条 本規程に基づく提案、研究成果等に関する全ての権利は、市に帰属するものとする。

第2章 自由提案

(自由提案の方法)

第6条 提案者は、職員提案票（様式第1号）に参考資料を添付し、企画振興部総合政策課長（以下「事務担当課長」という。）に提出するものとする。

(提案の受理)

第7条 事務担当課長は、前条の規定により職員提案票を受理したときは、提案受付簿（様式第2号）に記載する。

(予備審査)

第8条 受理された提案は、別表第2に掲げる職にある者（以下「予備審査員」という。）により予備審査を行うものとする。

- 2 事務担当課長は、提案内容等に関する所属（以下「関係課」という。）に対して、意見の聴取及び資料の提出を求め、並びに必要な応じて関係課職員の出席を要請することができる。
- 3 予備審査員は、提案について次に掲げるものに区分する。

(1) 提案の主旨及び内容が伊賀市職員提案審査会（以下「提案審査会」という。）に付す

必要があると認められるもの

(2) 前号以外のもの

- 4 予備審査員は、必要に応じて提案者に説明を求めることができる。
- 5 事務担当課長は、第3項による予備審査の結果及び職員提案票を提案審査会に送付するとともに、提案者に予備審査の結果を、その理由を付して通知する。

(職員提案審査会)

第9条 予備審査により送付された提案を審査するため、提案審査会を置く。

- 2 提案審査会は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 提案審査会に会長及び副会長を置く。
- 4 会長には市長、副会長には副市長をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、提案審査会を招集する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(提案の審査)

第10条 提案の審査に際しては、その創造力、研究心及び改善内容その他の要素を考慮して公正に評価し、別表第4に規定する区分に応じて判定するとともに、別表第5に規定する褒賞（以下「褒賞」という。）に該当する提案を決定するものとする。

- 2 提案審査会は、前項に規定する評価、判定及び褒賞を決定するため提案者に対し、提案内容の説明を求めることができる。
- 3 提案審査会は、提案の審査に必要があると認めるときは、関係課職員に対し出席を求め、意見を聴くことができる。

(提案者への通知)

第11条 市長は、提案審査会の審査結果が決定したときは、提案者に対し職員提案審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(褒賞)

第12条 市長は、提案審査会の審査結果に基づき、提案者に対し褒賞を授与するものとする。

(提案の実施検討)

第13条 市長は、審査結果のうち、実施又は実施の検討が必要と認められる提案（以下「実施提案等」という。）について、提案内容に関係のある部長等に対し、必要な措置を指示

するものとする。

- 2 前項の指示を受けた部長等は、その実施提案等の実施検討結果及び取組状況並びに実施結果を、市長に報告しなければならない。

(結果の公表)

第14条 提案結果等は、グループウェアの掲示板で庁内に公開するほか、伊賀市ホームページで市民等に公表する。

第3章 課題提案

(課題の募集)

第15条 部局等の所管業務で懸案事項となっているもの又は違った角度からのアイデアが必要と考えているものなどで、広く意見を募りたい課題について、部局等の単位で、課題提案票(様式第4号)を事務担当課長に提出するものとする。

- 2 事務担当課長は、前項により部局等から提案された課題について、市長、副市長と協議の上、共同研究に付する研究課題を決定する。
- 3 事務担当課長は、前項の協議結果について、提案を行った部局等に対し、課題提案協議結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(研究課題の共同研究)

第16条 市長は、研究課題について、共同研究グループに参加する職員を募集する。

- 2 参加を希望する職員は、事務担当課長に共同研究グループ参加申込書(様式第6号)を提出するものとする。
- 3 市長は、必要と認める場合は、前項により参加を希望する職員のほか、研究課題の関係課から、所属長の推薦により職員を参加させることができる。
- 4 共同研究グループは、自主的に研究活動を行う。ただし、研究課題の関係課は、共同研究グループの求めに応じて、可能な限り協力するものとする。

(報告会)

第17条 報告会は、中間報告会と最終報告会とし、共同研究グループは、共同研究報告書(様式第7号)を作成の上報告を行う。

- 2 事務担当課長は、共同研究グループの研究成果について、進捗状況に合わせて1回以上の中間報告会及び1回の最終報告会を開催する。
- 3 報告会の出席者は、庁議構成員、関係部職員等とする。
- 4 最終報告会は、原則公開とする。ただし、研究の内容等が伊賀市情報公開条例(平成

16年伊賀市条例第15号)第7条各号に該当する場合は、非公開とすることができる。

(共同研究審査会)

第18条 最終報告会で報告された共同研究グループによる研究成果を審査するため、共同研究審査会(以下「研究審査会」という。)を置く。

- 2 研究審査会は、第9条第2項に規定する者をもって充てる。
- 3 研究審査会に会長及び副会長を置く。
- 4 会長には市長、副会長には副市長をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、研究審査会を招集する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(共同研究の審査)

第19条 共同研究グループによる研究成果の審査に際しては、その創造力、研究心及び改善内容その他の要素を考慮して公正に評価し、褒賞に該当する研究成果を決定するものとする。

- 2 研究審査会は、前項に規定する褒賞を決定するため、共同研究グループに対し、研究成果の内容の説明を求めることができる。
- 3 研究審査会は、研究成果の審査に必要があると認めるときは、関係課職員に対し出席又は意見を求めることができる。

(共同研究グループ参加職員への通知)

第20条 市長は、研究審査会の審査結果が決定したときは、共同研究グループ参加職員に対し職員提案審査結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(褒賞)

第21条 市長は、研究審査会の審査結果に基づき、共同研究グループに対し褒賞を授与するものとする。

(研究成果の実施検討)

第22条 市長は、共同研究グループによる研究成果を受け研究課題の関係部長等に対し、課題解決に向け必要な措置を指示するものとする。

- 2 前項の指示を受けた部長等は、その実施検討結果及び取組状況並びに実施結果を、市長に報告しなければならない。

(結果の公表)

第23条 研究結果等は、グループウェアの掲示板で庁内に公開するほか、伊賀市ホームページで市民等に公表する。

第4章 取組紹介

(取組の募集)

第24条 所属長は、各所属単位で行っている市民サービスの向上や業務の効率化、経費削減等につながる取組について、取組紹介票（様式第8号）により、事務担当課長に提出するものとする。

(取組の審査)

第25条 提出された取組は、提案審査会において審査する。

2 取組の審査に際しては、日常業務のなかでの市民サービスや事務効率の向上、経費削減等につながる改善であるか等の要素を考慮して、公正に評価し、褒賞に該当する取組を決定するものとする。

3 提案審査会は、前項に規定する評価、判定及び褒賞を決定するため必要があると認めるときは、関係職員に対し出席を求め、意見を聴くことができる。

(提案者への通知)

第26条 市長は、提案審査会の審査結果が決定したときは、取組を紹介した所属長に対し、職員提案審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(褒賞)

第27条 市長は、提案審査会の審査結果に基づき、取組を紹介した所属に対し褒賞を授与するものとする。

(取組の全庁周知)

第28条 事務担当課長は、審査結果について、各所属での業務の参考とするよう全庁に周知する。

第5章 雑則

(庶務)

第29条 提案に関する庶務は、企画振興部総合政策課において処理する。

(その他)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月12日から施行する。

この訓令は、平成27年2月24日から施行する。

別表第1（第2条関係）

No	部局等
1	総合危機管理課
2	市政再生課
3	総務部
4	企画振興部
5	財務部
6	人権生活環境部
7	健康福祉部
8	産業振興部
9	建設部
10	消防本部
11	上野総合市民病院
12	伊賀支所
13	島ヶ原支所
14	阿山支所
15	大山田支所
16	青山支所
17	出納室
18	市議会事務局
19	監査委員会事務局
20	農業委員会事務局
21	水道部
22	教育委員会事務局

別表第2（第8条関係）

予備審査員

市政再生課長
総務課長
総合政策課長
財政課長

別表第3（第9条関係）

職員提案審査会委員

市長
副市長
教育長
参与
総務部長
企画振興部長
財務部長
人権生活環境部長
健康福祉部長
産業振興部長
建設部長

別表第4（第10条関係）

提案判定基準

判定区分	基準
実施	提案の内容を実施することが適当なもの
実施検討	提案の趣旨を活かす方向で検討することが適当なもの
保留	提案の内容の再検討が必要なもの
実施困難	提案の内容を実施することが困難なもの

実施不適	提案の内容が不適当なもの
実施済	既に実施又は実施の決定が公にされているもの

別表第5（第10条、第12条、第19条、第21条、第25条、第27条関係）

褒賞の基準

賞の区分	基準
【自由提案及び課題提案】	
最優秀賞	極めて優れているもの
優秀賞	優れているもの
佳作	優秀賞に次ぐもの
【取組紹介】	
奨励賞	優れた取組みで、他所属の手本となるもの

職 員 提 案 票

年 月 日

所 属		提案者（又は代表者）職氏名	
<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> グループ		他の提案者職氏名	
提案事項			
1 提案理由（現状・問題点等）			
2 提案の趣旨			
3 提案内容（具体的な内容）			
4 効果			
5 所要概算経費			
6 参考資料（添付書類名）			

年度 提 案 受 付 簿

受理年月日	年 月 日	受付番号	
所 属		提案者（又は代表者）職氏名	
<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> グループ		他の提案者職氏名	
提案事項			
審査会	年 月 日	評 価	
通 知	年 月 日	褒 賞	
受理年月日	年 月 日	受付番号	
所 属		提案者（又は代表者）職氏名	
<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> グループ		他の提案者職氏名	
提案事項			
審査会	年 月 日	評 価	
通 知	年 月 日	褒 賞	
受理年月日	年 月 日 b	受付番号	
所 属		提案者（又は代表者）職氏名	
<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> グループ		他の提案者職氏名	
提案事項			
審査会	年 月 日	評 価	
通 知	年 月 日	褒 賞	

第 号
年 月 日

様

伊賀市長

職員提案審査結果通知書

伊賀市職員提案実施規程により提案のあった事項について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 提案事項
- 2 審査結果
- 3 褒 賞
- 4 評 価

課 題 提 案 票

年 月 日

部局等		提案責任者 職氏名	
研究課題			
1 課題設定の理由 (現状・問題点・課題解決により目指すもの)			
2 共同研究に求めるポイント等			
3 研究成果を求める期間 (報告期限)			
4 参考事項			

課題提案協議結果通知書

年 月 日

部局等		提案責任者 職氏名	
研究課題			
1 協議結果			
2 協議意見等			

共同研究報告書 (中間・最終)

年 月 日

研究課題	
1 共同研究グループメンバー 所属・氏名	
2 研究の経過	
3 報告内容	
4 その他	
5 参考資料 (添付書類名)	

取組紹介票

年 月 日

所 属		責任者 職氏名	
取組名			
1 取組の内容			
2 実施の期間			
3 実施効果			
4 参考事項			